



## ご注意ください すみだ生涯学習センターの 臨時休館

すみだ生涯学習センター(東向島2-38-7)は、電気設備点検のため臨時休館します。

**【休館日】**3月20日(祝)**【問合せ】**すみだ生涯学習センター ☎5247-2001**【担当課】**地域活動推進課



## 資源の有効活用にご協力を 古着・金属製調理器具等の 回収とフードドライブ

家庭で不用になった古着や金属製調理器具等を回収します。同時に、余っている食品を回収するフードドライブを実施します。詳細は問い合わせるか、区HPをご覧ください。

**【とき／ところ】**▶3月1日(土)／大横川親水公園(亀沢4-18-8・旧ささのは児童遊園隣) ▶3月20日(祝)／ひいらぎ公園(八広1-16-11)

**＊時間**はいずれも午前9時～午後2時**【回収品目】**洗濯済みの古着、靴、ぬいぐるみ、金属製調理器具、賞味期限まで1か月以上の食品、ペットボトルキャップ、使用済歯ブラシ、廃食油、使い捨てコンタクトレンズの空ケース **＊汚れや破損、材質など、品物の状態によっては回収できない場合があります****【対象】**区内在住の方 **＊事業者を除く****【費用】**無料**【持込方法】**廃食油はペットボトルに入れ、そのほかは回収品目別に半透明の袋に入れて当日直接会場へ **＊車ででの来場は不可****【問合せ】**すみだ清掃事務所分室 ☎3613-2228



## 31日はサイクルの日 自転車のリユース・リサイクル と羽毛布団のリサイクル

家庭で不用になった、まだ乗れる自転車を回収し、アジアやアフリカへ届ける自転車リユース・リサイクル事業と、羽毛布団のリサイクル事業を実施します。なお、粗大ごみとしての回収ではありません。

**【とき】**3月31日(月)午前9時～午後2時 **＊正午～午後1時を除く****【ところ】**すみだ清掃事務所(業平5-6-2)**【回収品目(自転車)】**乗車可能な次のいずれかの自転車▶大人用自転車 ▶子ども用自転車 ▶電動アシスト自転車 ▶マウンテンバイク ▶折り畳み式自転車 **＊パンクしているものも可** **＊ストライダーは不可****【回収品目(羽毛布団)】**ダウン率50%以上のもの**【対象】**区内在住在勤の方 **＊事業者を除く****【費用】**無料**【申込み】**オンライン申請、電話で、3月24日までに、すみだ清掃事務所 ☎5819-2572へ



## 心当たりのある方は申出を 東京空襲犠牲者名簿への登録

都では、東京空襲の犠牲者を追悼し平和を祈念するため、都立横網町公園(横網2-3-25)内の碑に「東京空襲犠牲者名簿」を納めています。名簿には現在、8万1583人の氏名が登録され、毎年追加しています。ご遺族や関係者は、都HPから出力できる「東京空襲犠牲者名簿登録申出書」で問合せ先へ申し出てください。

**【問合せ】**都生活文化スポーツ局文化振興部企画調整課東京空襲犠牲者名簿担当 ☎5000-7230**【担当課】**行政経営担当



## この機会に予防接種を受けませんか 子どもの予防接種

3月1日～7日は「子ども予防接種週間」です。入園・入学シーズンに備えて予防接種を済ませ、感染症を未然に防ぎましょう。

今年度のMR(麻しん・風しん)予防接種第2期の対象で未接種の子どもは、接種期限が3月31日に迫っています。1月31日に案内はがきを送付しましたので、早めに接種しましょう。

**【問合せ】**保健予防課感染症係 ☎5608-6191



## 令和6年度分の申請は3月15日まで 私立幼稚園等の保育料等補助金

私立幼稚園等に通園している子どもの保護者に、入園料補助金と保育料補助金を交付しています。令和6年度分の申請期限は3月15日ですので、早めに申請してください。詳細はお問い合わせください。

**【問合せ】**子ども施設課保育係 ☎5608-1583 **＊子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園等(あづま幼稚園・言問幼稚園・向島文化幼稚園・両国幼稚園等)は、保育料補助金の対象外**



## 事前相談を始めます 区デジタル技術活用支援補助金

区内中小企業が業務効率化や生産性向上等のために業務のデジタル化に取り組む際の費用を一部補助します。詳細は区HPをご覧ください。

**【補助率】**3/4**【補助限度額】**50万円**【問合せ】**▶内容＝経営支援課経営支援担当 ☎5608-6184 ▶利用時の事前相談＝すみだビジネスサポートセンター ☎5608-6360



## 関係図書が閲覧できます 都市計画道路環状第4号線の 事業認可

都市計画決定されている東京都市計画道路幹線街路環状第4号線(八広一・二丁目、京島一丁目および京島三丁目地内／通称道路名は明治通り)は、国土交通省により都施行による都市計画道路事業が認可されました。この内容に関する図書を問合せ先で閲覧できます。

**【問合せ】**都市計画課都市計画・開発調整担当(区役所9階) ☎5608-6265



## 土曜日の利用時間を変更します すみだ障害者就労支援総合 センター

4月1日から、すみだ障害者就労支援総合センター(緑4-25-4)内の一部の事業所で利用時間を変更します。

**【対象事業所】**▶あったまろん すみだ ▶手話通訳等派遣事務所**【変更後の土曜日の利用時間】**午前9時～午後5時**【問合せ】**すみだ障害者就労支援総合センター ☎5600-2004 **＊詳細は問合せ先HPを参照**



## 全身の健康は歯と口の健康から 成人歯科健康診査

歯と口を健康に保つため、歯科健診を実施しています。特に歯周病は、初期の段階では自覚症状が少なく、気付かないうちに進行するため、歯を失う原因にもなります。早期発見で治療につなげるためにも、歯科健診を受けましょう。対象者には、誕生月の下旬に健診票等を送付します。届いていない場合は、問合せ先へご連絡ください。

**【実施場所】**区内実施歯科医療機関 **＊詳細は健診票に同封の一覧表を参照****【対象】**墨田区に住民登録があり、20歳～70歳の5歳ごとの節目年齢を迎えた方**【費用】**無料**【健診期間】**翌年の誕生日前日まで**【問合せ】**すみだ けんしんダイヤル ☎5608-1599 **＊受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後6時(祝休日、年末年始を除く)** **＊聴覚障害のある方等はFAX6862-6571へ****【担当課】**健康推進課



## 便利な口座振替をご利用ください 特別区民税・都民税・森林 環境税の納付

特別区民税・都民税・森林環境税(普通徴収分)の納付は、納期日に預貯金口座から自動で引き落とされる口座振替が便利です。ぜひ、お申し込みください。

**【申込み】**▶6月10日までにオンライン申請 **＊印鑑不要で24時間申込み可** **＊対象金融機関等の詳細は区HPを参照** ▶専用はがきを直接または郵送で、5月9日(消印有効)までに問合せ先へ **＊専用はがきは問合せ先と各出張所で配布****【問合せ】**税務課税務係(区役所2階) ☎5608-6133

区政情報番組

ウィークリー すみだ

3月の番組表



キャスター  
大山美佳さん

毎日、午前9時、正午、午後4・8時から地上デジタル11チャンネルで放送しています(各15分間)。なお、放送終了後は区HPでご覧になれます。

**【問合せ】**広報広聴担当 ☎5608-6220

☒＝こんにちは区長です ☒＝特集 ☒＝すみだのそこの知りたい

| 放映日             | 午前9時         | 正午           | 午後4時         | 午後8時         |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 3月2日(日)～8日(土)   | ☒ 令和7年度予算案   |              |              |              |
| 3月9日(日)～15日(土)  | ☒ こどもまんなかすみだ | ☒ 令和7年度予算案   | ☒ こどもまんなかすみだ | ☒ 令和7年度予算案   |
| 3月16日(日)～22日(土) | ☒ すみだ水族館     |              |              |              |
| 3月23日(日)～31日(月) | ☒ すみだ水族館     | ☒ こどもまんなかすみだ | ☒ すみだ水族館     | ☒ こどもまんなかすみだ |

＊内容が一部変更になる場合あり

＊ケーブルテレビへの加入・問合せは、株式会社J:COM東京すみだ・台東 ☎0120-999-000へ



## ご協力ください 東京都平和の日(3月10日) の黙とう

東京大空襲をはじめ戦災で亡くなった方々のご冥福をお祈りするとともに、世界の恒久平和を願うため、黙とうにご協力ください。

【とき】3月10日(月)午後2時～ ＊約1分間【問合せ】行政経営担当 ☎5608-6230

## 毎月1日は 墨田区防災の日

3月1日の点検項目

地震だ  
まず身の安全



## 毎月5日は すみだ環境の日

3月のエコしぐさ

冷蔵庫

開ける回数

減らしましょう

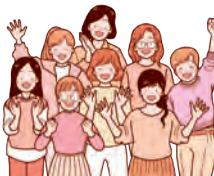


墨田区環境キャラクター  
「地球くん」

## 3月8日は国際女性デー

この機会に女性の権利について考えてみませんか？

【問合せ】すみだ人権同和・男女共同参画事務所男女共同参画担当 ☎5608-6512



## 3月は都の自殺対策強化月間です 「気づいてください!体と心の限界サイン」

東京都自殺相談ダイヤル  
こころといのちのほっとライン  
☎0570-087478

(正午～翌朝5時半/年中無休)



LINE相談は「相談ほっとLINE@東京」  
(受け付けは午後3時～10時半/右記コードからLINEで

いのちを支える 友だち登録)



## 「私の好きなすみだ」写真募集♪

今号8面に掲載!  
次回の掲載は、  
本紙5月1日号8面!



詳細は区HPを  
ご覧ください。

【問合せ】広報広聴担当 ☎5608-6223



## 対象者の医療と介護の費用負担を軽減します 高額医療・高額介護合算制度

医療保険の医療費や介護保険の介護サービス費等は、1か月ごとの自己負担限度額を超えて支払った場合、超えた金額が「高額療養費」または「高額介護(予防)サービス費」「高額介護予防サービス費相当」として、各保険から支給されます。

これに加え、同じ医療保険に加入している世帯で、医療費・介護(予防)サービス費等の自己負担の年間合計額が世帯の限度額を超えた場合、超えた金額が「高額医療・高額介護合算制度」に基づき、各保険から支給されます。

国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入し、この制度の対象となる方には、3月以降に申請書を送付します。なお、計算期間内に、転職・転入等で加入する医療保険や介護保険に変更があった方には、申請書を送付できない場合があります。これは、申請時に変更前の医療保険や介護保険の「自己負担額証明書」が必要となる場合があるためです。詳細はお問い合わせください。

【計算期間】5年8月～6年7月の1年間【対象】同一世帯の同じ医療保険に加入している方(合算対象者)で、次の全ての要件を満たす方▶合算対象者のいずれかに医療保険の医療費および介護保険の介護サービス費等の自己負担額がある▶計算期間内における医療保険の医療費と介護保険の介護サービス費等の自己負担の合計額(高額療養費、高額介護サービス費等、入院または入所時の食事・居住費・差額ベッド代等を除く)から、所得区分に応じた自己負担限度額(右表のとおり)を差し引いた後の額が500円を超える【問合せ】▶国民健康保険＝国保年金課こくほ給付係 ☎5608-

6123 ▶後期高齢者医療制度＝国保年金課長寿医療(後期高齢者医療)資格・給付担当 ☎5608-6192 ▶介護保険＝介護保険課給付・事業者担当 ☎5608-6149 \*国民健康保険と後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している方の申請方法等は、各医療保険者へ

### ■国民健康保険+介護保険(69歳以下の方の世帯)

| 所得区分             | 自己負担限度額 |
|------------------|---------|
| 所得901万円超および未申告   | 212万円   |
| 所得600万円超～901万円以下 | 141万円   |
| 所得210万円超～600万円以下 | 67万円    |
| 所得210万円以下        | 60万円    |
| 住民税非課税世帯         | 34万円    |

### ■国民健康保険+介護保険(70歳～74歳の方の世帯)および後期高齢者医療制度+介護保険(75歳以上の方の世帯)

| 所得区分                 |     | 自己負担<br>限度額 |
|----------------------|-----|-------------|
| 現役並み所得Ⅲ（課税所得690万円以上） |     | 212万円       |
| 現役並み所得Ⅱ（課税所得380万円以上） |     | 141万円       |
| 現役並み所得Ⅰ（課税所得145万円以上） |     | 67万円        |
| 一般（住民税課税世帯）          |     | 56万円        |
| 住民税非課税世帯             | 区分Ⅱ | 31万円        |
|                      | 区分Ⅰ | 19万円        |

- ① 一般(住民税課税世帯)は、後期高齢者医療制度の一般Ⅰと一般Ⅱを含みます。
- ② 区分Ⅰは、世帯全員が住民税非課税かつ各世帯員の年金収入が80万円以下で、その他の所得がない方(給与所得がある場合は10万円を控除)または老齢福祉年金を受給している方です。
- ③ 区分Ⅱは、世帯全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない方です。

## みんなの声

区に寄せられたご意見から

海外には、公園内に不要な本を置く本棚を設置し、読みたい人が自由に借りられる文化があるそうです。本の再利用につながるほか、図書館が遠い地域の方や子どものためにも良い取組だと思います。区内でも導入を検討してほしいです。

### 【区長から】

「公園に本棚を作る」という提案は、とても素敵なアイデアだと思います。ある人にとっては不要な物でも、別の人には必要な物であり、その橋渡しをすることは、SDGsの観点でもとても重要だと認識しています。

しかし、24時間開放されている屋外空間の

公園では、雨や湿気、盗難、いたずら等の懸念があり、管理運営方法の検討や実動までの十分な検証等が必要です。行政サービスの満足度向上に向け、今後の貴重な意見として検討したいと思います。

【問合せ】広報広聴担当 ☎5608-6221

様々な方法で!

## 区報(本紙)が ご覧になれます!



問合せ

広報広聴担当 ☎5608-6223

毎月1日・11日・  
21日に発行!

### ●区HP

区HP内に掲載された区報を、パソコンやタブレット・スマートフォン等からご覧になれます。

【利用方法】右記コードを読み取るか、区HP内の「すみだ区報」をクリック



### ●無料アプリ「マチイロ」

区報を、スマートフォン用アプリ「マチイロ」で閲覧できます。このアプリをダウンロードして登録すると、発行日に通知が届きます。

【利用方法】マチイロHPからアプリをダウンロード



### ●戸別配付(新聞を購読していない方のみ)

区報を自宅へ発行日にお届けします。

【対象】区内在住で新聞を購読していない方【費用】無料【配付開始号】▶1日(必着)までの申込み＝当月の11日号 ▶11日(必着)までの申込み＝当月の21日号 ▶21日(必着)までの申込み＝翌月の1日号

【申込み】随時、オンライン申請か、申込書を直接または郵送、ファクス、Eメールで、〒130-8640 広報広聴担当(区役所6階) ☎5608-6223・FAX5608-6406・✉oshirase@city.sumida.lg.jpへ \*申込書は申込先や各出張所・図書館等の区施設で配布【注意事項】▶1住戸につき、原則

1部配付 ▶郵便ポスト等の確認のため、配達員が現地調査を実施する場合あり

